

## 旭川市たいせつなファン獲得支援補助金交付要綱

### (通 則)

第1条 旭川市たいせつなファン獲得支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、旭川市補助金交付基準に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助金は、人材不足という課題を持つ市内事業者が都市部に居住する者を短期雇用し、その宿泊料金や人材獲得に係る経費を負担した場合、当該経費を助成することにより、人手不足の解消と本市の関係人口創出により、地域の活性化を図ることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、旭川市の住民基本台帳に記録されている市民及び市内に居住する予定がある者
- (2) 事業者 市内で事業活動を行っている者
- (3) 受入人材 市外に住所を有し、事業者との雇用契約又は業務委託契約を締結し、かつ本市に1泊以上滞在する者
- (4) 宿泊料金 受入人材が滞在期間中に本市に所在する宿泊施設へ宿泊し、当該施設から請求される料金
- (5) 宿泊施設 旭川ホテル旅館協同組合加盟事業者又は旭川市内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む者のうち、同法第3条第1項の規定に基づき営業の許可を受けている事業者が営む施設
- (6) 人材獲得に係る経費 宿泊料金を除き、広告費や保険料その他人材の獲得に資すると市長が認める費用

### (交付の対象)

第3条 市長は、第1条第2項の目的を達成するために行う事業（以下「補助事業」という。）を実施する個人又は事業者に対し、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

### (補助対象者)

第4条 補助対象者は、第2条に規定する個人又は事業者とし、次の各号に掲げる要件を満たしていることとする。

- (1) 補助金の交付を申請した日において、本市の市税の滞納をしていないこと。
- (2) 旭川市暴力団排除条例（平成26年条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は同上第13項に規定する当該営業にかかる「接

客業務受託営業」を行う事業者に該当しないこと。

- (4) 政治団体ではないこと
- (5) 宗教上の組織又は団体ではないこと。
- (6) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがないこと。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業報告書（様式第2号）
- (3) 受入人材との雇用契約書又は業務委託契約書の写し
- (4) 補助対象経費の支払が証明できる書類の写し
- (5) 交付予定者の市税の納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、及び補助金の額を確定するものとする。

(交付決定等の通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定し、及び補助金の額を確定したときは、速やかに補助金の交付決定額及びその他決定内容を補助金の交付を決定した者（以下「補助事業者」という。）に対し、旭川市たいせつなファン獲得支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定の内容に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 市長は、前項に規定する申請の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の請求)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、旭川市たいせつなファン獲得支援補助金について、請求書（様式第4号）を提出できる。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請やその他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他、この要綱の規定に違反したと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、補助事業者に対し、交付決定取消し通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(加算金及び延滞金)

第11条 補助事業者は、第10条第1項の規定による取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に準じて、市長に返還すべき補助金、加算金及び延滞金を納付しなければならない。

(関係書類の整備)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めのあるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月10日から施行し、改正後の規定は同年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額
補助対象者が負担する受入人材の宿泊料金	2分の1	受入人材1人につき5万円(補助対象者1者につき2人まで) 1泊当たりの宿泊料金に対する補助金の額は5千円を限度とする。
受入人材獲得に係る経費	10分の10	5万円

(交付申請書)  
様式第1号(第5条関係)

年 月 日

旭川市長 宛て

申請事業者 住所  
事業者名  
代表者職氏名

旭川市たいせつなファン獲得支援補助金交付申請書

旭川市たいせつなファン獲得支援補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、次の記載内容は事実と相違ありません。

記

1 補助対象経費の算定

補助対象経費	算定基準額	交付申請額
受入人材の 宿泊料金	円	円
受入人材獲得に 係る広告経費等	円	円

添付書類

- 事業報告書(様式第2号)
- 雇用契約書又は業務委託契約書の写し
- 補助対象経費の支払が証明できる書類の写し
- 交付予定者の市税の納税証明書
- その他( )

(事業報告書)  
様式第2号(第5条関係)

旭川市たいせつなファン獲得支援補助金事業報告書

1. 申請者

申請者	企業名	
	代表者	
	担当者	
	連絡先	

2. 受入人材

1人目

2人目

受入人材	氏名	(フリガナ)	(フリガナ)
	住所		
	勤務地		
	滞在期間		
	業務内容		

3. 補助対象経費

1人目

2人目

宿泊料金	宿泊施設名		
	宿泊期間		
	宿泊料金	円	円
人材獲得経費	内容		
	経費	円	円
	内容		
	経費	円	円

(交付決定等の通知)  
様式第3号(第7条関係)

年 月 日

様

旭川市長

旭川市たいせつなファン獲得支援補助金  
交付決定兼確定通知書

年 月 日に申請のあった標記補助金について、旭川市たいせつなファン獲得支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付を決定(確定)しましたので通知します。

1 補助金対象経費及び交付決定額

補助対象経費	交付申請額	交付決定額	交付確定額
受入人材の 宿泊料金	円	円	円
受入人材獲得に 係る経費	円	円	円

2 注意事項

虚偽の申請その他不正な行為があった場合又は旭川市たいせつなファン獲得支援補助金交付要綱に違反した場合は、補助金交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じます。

(請求書)  
様式第4号(第9条関係)

年 月 日

旭川市長 あて

所在地  
名称  
代表者職氏名

印

旭川市たいせつなファン獲得支援補助金交付請求書

年 月 日付け旭政策指令 第 号により交付決定通知のあった旭川市たいせつなファン獲得支援補助金について、旭川市たいせつなファン獲得支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 口座振替先

金融機関名 銀行(金庫) 支店(出張所)

口座種類 ・普通預金 ・当座預金

口座番号 No.

(フリガナ)

口座名義

(交付決定取消し)  
様式第5号(第10条関係)

年 月 日

様

旭川市長

旭川市たいせつなファン獲得支援補助金交付決定取消し通知書

年 月 日に申請のあった標記補助金について、次のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

1 補助対象経費

---

2 交付決定の取消しの理由

---

---

---

---

---

---

---

---